

## 民税・県民税 申告書の手引き

告する所得及び控除は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間です。

## 載例

番号	種類	要件等				
②₄	特定親族 特別控除	あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、事業専従者を除く。)のうち控除対象扶養親族に該当せず、令和7年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合				
		親族の合計所得金額	控除額	親族の合計所得金額	控除額	
		580,001円～950,000円	45万円	1,100,001円～1,150,000円	11万円	
		950,001円～1,000,000円	41万円	1,150,001円～1,200,000円	6万円	
		1,000,001円～1,050,000円	31万円	1,200,001円～1,230,000円	3万円	
		1,050,001円～1,100,000円	21万円			
②₅	基礎控除	あなたの合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
		控除額	43万円	29万円	15万円	0円
②₇	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする一定の親族が所有する資産について、令和7年中に天災、盗難などによって損害を受けた場合 ★控除額：下記(1) (2)のいずれか多い金額 (1)差引損失額(損害金額－保険金等の補てん額)－総所得金額等の10% (2)災害関連支出金額－5万円				
②₈	医療費控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 ★控除額 支払った医療費－保険金等の補てん額－（総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない金額）（控除限度額200万円）				
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	令和7年中に、あなたが健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、かつあなたやあなたと生計を一にする親族のために特定の医薬品を購入した場合 ★控除額 支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等の補てん額－12,000円（控除限度額88,000円） ※通常の医療費控除と重複適用はできません。 ※適用を受ける場合は申告書⑧の「区分」の□に「1」と記入してください。				

### ◆税額から差し引かれる金額

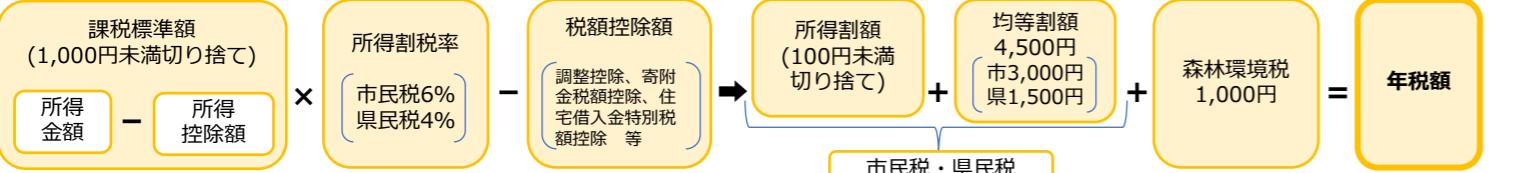
詳しくは小松市ホームページをご覧ください→  
<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1013/shikenminzei/2910.html>



種類	要件等
寄附金税額控除 (申告書裏面)	<p>令和7年中にあなたが都道府県、市町村又は特別区、住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部、住所地の県又は市が条例により指定した寄附先に対して寄附を行った場合</p> <p>★控除額：下記(1)(2)の合計額</p> <p>(1)基本控除　(寄附金額又は総所得の30%のいずれか少ない方－2,000円) ×10%</p> <p>(2)特例控除(ふるさと納税分のみ)　(寄附金額－2,000円) × (90%－所得税の税率×1.021)</p> <p>※控除限度額 市県民税所得割額の20%</p>

## ◆その他

## 【市民税・県民税・森林環境税の計算方法（総合課税分）】



※土地・建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得、分離配当所得など分離課税の所得については、総合課税分とは別に課税されます。(詳細は税務課まで)

【所得金額調整控除】 紙与所得の金額から下記 〈調整額〉 が控除されます

<p>①給与等の収入金額が850万円超、かつ次のアからウのいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 納税者本人が特別障害者に該当する</p> <p>(イ) 23歳未満の扶養親族を有する</p> <p>(ウ) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する</p>	<p>〈調整額〉 (給与等の収入金額※ - 850万円) × 10%</p> <p>※1,000万円を超える場合は1,000万円とする。</p>
<p>②給与所得と公的年金等雑所得の両方があり、合計額が10万円を超える場合</p>	<p>〈調整額〉 年金所得※ + 給与所得※ - 10万円</p> <p>※10万円を超える場合は10万円とする。</p> <p>※計算結果がマイナスの場合、調整額は0円</p>

〒923-8650 小松市小馬出町91番地 小松市役所 税務課 市民税グループ  
☎ 0761-24-8030 (直通) ☎siminnzei@city.komatsu.lg.jp  
【税務課HP】<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1013/index.html>



## ◆所得金額

(番号は申告書と対応しています。)

番号	種類	内容等																																										
①	事業所得	営業等 販売業、飲食業、サービス業、医師、外交員、検針員など、農業以外の事業から生ずる所得																																										
②	農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などの事業から生ずる所得																																										
③	不動産所得	土地や建物などの不動産、借地権など不動産の上に存する権利による所得																																										
④	利子所得	預貯金の利子、貸付信託の分配金などの所得 (所得税源泉分離のものは除く。)																																										
⑤	配当所得	株式の配当、証券投資信託の分配金などの所得 ※上場株式等で、住民税が特別徴収されているものは、申告しないことを選択できます。																																										
⑥	給与所得	給料、賃金、賞与などの所得 <b>給与所得金額算出表</b> <table border="1"> <tr> <td>(A) 給与等の収入金額の合計額</td> <td>給与所得の金額</td> </tr> <tr> <td>~ 650,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円~1,899,999円</td> <td>(A - 650,000) 円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円~3,599,999円</td> <td>A ÷ 4 = (B) (B × 2.8 - 80,000) 円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円~6,599,999円</td> <td>千円未満切り捨て (B × 3.2 - 440,000) 円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円~8,499,999円</td> <td>(A × 0.9 - 1,100,000) 円</td> </tr> <tr> <td>※8,500,000円~</td> <td>(A - 1,950,000) 円</td> </tr> </table> <p>※所得金額調整控除あり(4ページ参照)</p>	(A) 給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	~ 650,999円	0円	651,000円~1,899,999円	(A - 650,000) 円	1,900,000円~3,599,999円	A ÷ 4 = (B) (B × 2.8 - 80,000) 円	3,600,000円~6,599,999円	千円未満切り捨て (B × 3.2 - 440,000) 円	6,600,000円~8,499,999円	(A × 0.9 - 1,100,000) 円	※8,500,000円~	(A - 1,950,000) 円																												
(A) 給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額																																											
~ 650,999円	0円																																											
651,000円~1,899,999円	(A - 650,000) 円																																											
1,900,000円~3,599,999円	A ÷ 4 = (B) (B × 2.8 - 80,000) 円																																											
3,600,000円~6,599,999円	千円未満切り捨て (B × 3.2 - 440,000) 円																																											
6,600,000円~8,499,999円	(A × 0.9 - 1,100,000) 円																																											
※8,500,000円~	(A - 1,950,000) 円																																											
⑦	公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給などの所得 <b>公的年金等に係る雑所得金額算出表</b> <table border="1"> <tr> <td>年齢</td> <td>(A) 公的年金等の収入金額の合計額</td> <td>公的年金等雑所得の金額</td> <td>年齢</td> <td>(A) 公的年金等の収入金額の合計額</td> <td>公的年金等雑所得の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>~ 600,000円</td> <td>0円</td> <td></td> <td>~1,100,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>S36.1.2 以後生まれ (65歳未満)</td> <td>600,001円~1,299,999円</td> <td>(A - 600,000) 円</td> <td>S36.1.1 以前生まれ (65歳以上)</td> <td>1,100,001円~3,299,999円</td> <td>(A - 1,100,000) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,300,000円~4,099,999円</td> <td>(A × 75% - 275,000) 円</td> <td></td> <td>3,300,000円~4,099,999円</td> <td>(A × 75% - 275,000) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,100,000円~7,699,999円</td> <td>(A × 85% - 685,000) 円</td> <td></td> <td>4,100,000円~7,699,999円</td> <td>(A × 85% - 685,000) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,000円~9,999,999円</td> <td>(A × 95% - 1,455,000) 円</td> <td></td> <td>7,700,000円~9,999,999円</td> <td>(A × 95% - 1,455,000) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000,000円~</td> <td>(A - 1,955,000) 円</td> <td></td> <td>10,000,000円~</td> <td>(A - 1,955,000) 円</td> </tr> </table> <p>※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合は一律10万円を、2,000万円超の場合は一律20万円を控除額から引き下がります。</p>	年齢	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等雑所得の金額	年齢	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等雑所得の金額		~ 600,000円	0円		~1,100,000円	0円	S36.1.2 以後生まれ (65歳未満)	600,001円~1,299,999円	(A - 600,000) 円	S36.1.1 以前生まれ (65歳以上)	1,100,001円~3,299,999円	(A - 1,100,000) 円		1,300,000円~4,099,999円	(A × 75% - 275,000) 円		3,300,000円~4,099,999円	(A × 75% - 275,000) 円		4,100,000円~7,699,999円	(A × 85% - 685,000) 円		4,100,000円~7,699,999円	(A × 85% - 685,000) 円		7,700,000円~9,999,999円	(A × 95% - 1,455,000) 円		7,700,000円~9,999,999円	(A × 95% - 1,455,000) 円		10,000,000円~	(A - 1,955,000) 円		10,000,000円~	(A - 1,955,000) 円
年齢	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等雑所得の金額	年齢	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等雑所得の金額																																							
	~ 600,000円	0円		~1,100,000円	0円																																							
S36.1.2 以後生まれ (65歳未満)	600,001円~1,299,999円	(A - 600,000) 円	S36.1.1 以前生まれ (65歳以上)	1,100,001円~3,299,999円	(A - 1,100,000) 円																																							
	1,300,000円~4,099,999円	(A × 75% - 275,000) 円		3,300,000円~4,099,999円	(A × 75% - 275,000) 円																																							
	4,100,000円~7,699,999円	(A × 85% - 685,000) 円		4,100,000円~7,699,999円	(A × 85% - 685,000) 円																																							
	7,700,000円~9,999,999円	(A × 95% - 1,455,000) 円		7,700,000円~9,999,999円	(A × 95% - 1,455,000) 円																																							
	10,000,000円~	(A - 1,955,000) 円		10,000,000円~	(A - 1,955,000) 円																																							
⑧	業務	シルバー人材センターの配分金、原稿料などの副収入による所得																																										
⑨	その他	個人年金、互助年金など他の所得に区分できない所得																																										
⑪	総合譲渡所得 (短期・長期)	土地、建物以外の資産(自動車、機械など)の譲渡することによって生ずる所得																																										
	一時所得	生命保険等の満期返戻金、賞金、競馬などの一時的な所得																																										
		※小松市への社会保険料支払額については、1月下旬に送付する「令和7年分保険税(料)納付済額通知書(証明書)」でお知らせしています。																																										
		<b>◆所得から差し引かれる金額</b> ※所得税の控除額とは異なる項目があります。																																										
⑬	社会保険料控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険など)をあなたが支払った場合、又は給与から差し引かれた場合 ※親族が受け取る年金等から直接差し引かれている社会保険料は、その親族自身のみ社会保険料控除の対象となります。 ★控除額: 支払額の全額																																										
⑭	小規模企業共済等掛金控除	令和7年中にあなたが小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合 ★控除額: 支払額の全額																																										
⑮	生命保険料控除	令和7年中にあなたが、受取人をあなたやあなたの親族とする生命保険契約、介護医療保険契約、個人年金保険契約等に基づく保険料又は掛金を支払った場合 <b>保険料区分</b> (A) 支払った保険料の金額 保険料の控除額 <table border="1"> <tr> <td>新制度 (一般・個人年金・介護医療)</td> <td>~12,000円</td> <td>Aの全額</td> <td>旧制度 (一般・個人年金)</td> <td>~15,000円</td> <td>Aの全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,001円~32,000円</td> <td>(A × 1/2 + 6,000) 円</td> <td></td> <td>15,001円~40,000円</td> <td>(A × 1/2 + 7,500) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001円~56,000円</td> <td>(A × 1/4 + 14,000) 円</td> <td></td> <td>40,001円~70,000円</td> <td>(A × 1/4 + 17,500) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001円~</td> <td>一律 28,000円</td> <td></td> <td>70,001円~</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </table> <p>上記区分の両方を支払ったとき 【新制度】算出額 + 【旧制度】算出額 (上限28,000円)</p> <p>※一般・個人年金・介護医療のうち複数を支払った場合、控除額はそれぞれの算出控除額の合計 (上限70,000円)</p>	新制度 (一般・個人年金・介護医療)	~12,000円	Aの全額	旧制度 (一般・個人年金)	~15,000円	Aの全額		12,001円~32,000円	(A × 1/2 + 6,000) 円		15,001円~40,000円	(A × 1/2 + 7,500) 円		32,001円~56,000円	(A × 1/4 + 14,000) 円		40,001円~70,000円	(A × 1/4 + 17,500) 円		56,001円~	一律 28,000円		70,001円~	一律 35,000円																		
新制度 (一般・個人年金・介護医療)	~12,000円	Aの全額	旧制度 (一般・個人年金)	~15,000円	Aの全額																																							
	12,001円~32,000円	(A × 1/2 + 6,000) 円		15,001円~40,000円	(A × 1/2 + 7,500) 円																																							
	32,001円~56,000円	(A × 1/4 + 14,000) 円		40,001円~70,000円	(A × 1/4 + 17,500) 円																																							
	56,001円~	一律 28,000円		70,001円~	一律 35,000円																																							

**市民税・県民税申告書は、令和8年度の税額を決定する大切な資料となるものです。**

番号	種類	要件等																																																																						
⑯	地震保険料控除	令和7年中にあなたが損害保険契約等に基づく地震等損害保険部分の保険料又は掛金を支払った場合 <b>保険料区分</b> (A) 支払った保険料の金額 保険料の控除額 <table border="1"> <tr> <td>地震保険料</td> <td>~50,000円</td> <td>(A × 1/2) 円</td> <td>保険料区分</td> <td>(A) 支払った保険料の金額</td> <td>保険料の控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧長期損害保険料</td> <td>~ 5,000円</td> <td>Aの全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,001円~</td> <td>一律 25,000円</td> <td></td> <td>5,001円~15,000円</td> <td>(A × 1/2 + 2,500) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15,001円~</td> <td>一律 10,000円</td> </tr> </table> <p>上記区分の両方を支払ったとき 【地震】算出額 + 【旧長期損害】算出額 (上限25,000円)</p> <p>※地震保険契約と旧長期損害保険契約が同一契約の場合、どちらか一方を選択してください。</p>	地震保険料	~50,000円	(A × 1/2) 円	保険料区分	(A) 支払った保険料の金額	保険料の控除額				旧長期損害保険料	~ 5,000円	Aの全額		50,001円~	一律 25,000円		5,001円~15,000円	(A × 1/2 + 2,500) 円					15,001円~	一律 10,000円																																														
地震保険料	~50,000円	(A × 1/2) 円	保険料区分	(A) 支払った保険料の金額	保険料の控除額																																																																			
			旧長期損害保険料	~ 5,000円	Aの全額																																																																			
	50,001円~	一律 25,000円		5,001円~15,000円	(A × 1/2 + 2,500) 円																																																																			
				15,001円~	一律 10,000円																																																																			
⑰	寡婦控除	次に掲げる要件に当てはまる場合(事実婚を除く。) (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、(子以外)扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の者 (2)夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が不明で、合計所得金額が500万円以下の者 ★控除額: 26万円																																																																						
⑱	ひとり親控除	性別にかかわらず、前年12月31日の現況で婚姻をしていない又は配偶者の生死が不明で、生計を一にする子(前年の総所得金額等が58万円以下)があり、かつ合計所得金額が500万円以下の場合(事実婚を除く。) ★控除額: 30万円																																																																						
⑲	勤労学生控除	大学、高等学校などの学生又は生徒で、合計所得金額が85万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得(配当・不動産など)が10万円以下である場合 ★控除額: 26万円																																																																						
⑳	障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合 ★控除額: 26万円																																																																						
㉑	配偶者控除・配偶者特別控除	障害者のうち身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等が交付されている場合 ★控除額: 30万円																																																																						
㉒	配偶者特別控除	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている者がいる場合 ★控除額: 53万円																																																																						
		あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(他所得者の扶養親族、事業専従者を除く。)の令和7年中の合計所得金額が下表に当てはまる場合																																																																						
㉓	扶養控除	あなたの合計所得金額 <table border="1"> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>配偶者の合計所得金額 ~580,000円</td> <td>一般 (S31.1.2以後生まれ)</td> <td>900万以下</td> <td>900万超~950万以下</td> <td>950万超~1000万以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>老人 (S31.1.1以前生まれ)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>580,001円~1,000,000円</td> <td></td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000,001円~1,150,000円</td> <td></td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,150,001円~1,100,000円</td> <td></td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,100,001円~1,150,000円</td> <td></td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,150,001円~1,200,000円</td> <td></td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,200,001円~1,250,000円</td> <td></td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,250,001円~1,300,000円</td> <td></td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,300,001円~1,330,000円</td> <td></td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table> <p>※あなたと生計を一にする配偶者で合計所得金額58万円以下の方を<b>同一生計配偶者</b>といいます。あなたの合計所得金額が1,000万円超であり、配偶者控除が受けられない場合で同一生計配偶者がいる場合は、申告書の「□同一生計配偶者」の□にレ点を付けてください。</p> <p>あなたと生計を一にする親族の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>一般扶養親族</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族 (H15.1.2~H19.1.1生まれ)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族 (S31.1.1以前生まれ)</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>16歳未満の扶養親族 (H22.1.2以後生まれ)</td> <td></td> </tr> </table> <p>※16歳未満の扶養親族に対する扶養控除はありませんが、市民税・県民税の非課税基準額の判定に影響します。</p>	配偶者控除	配偶者の合計所得金額 ~580,000円	一般 (S31.1.2以後生まれ)	900万以下	900万超~950万以下	950万超~1000万以下			老人 (S31.1.1以前生まれ)	33万円	22万円	11万円		580,001円~1,000,000円		38万円	26万円	13万円		1,000,001円~1,150,000円		33万円	22万円	11万円		1,150,001円~1,100,000円		26万円	18万円	9万円		1,100,001円~1,150,000円		21万円	14万円	7万円		1,150,001円~1,200,000円		16万円	11万円	6万円		1,200,001円~1,250,000円		11万円	8万円	4万円		1,250,001円~1,300,000円		6万円	4万円	2万円		1,300,001円~1,330,000円		3万円	2万円	1万円	一般扶養親族	33万円	特定扶養親族 (H15.1.2~H19.1.1生まれ)	45万円	老人扶養親族 (S31.1.1以前生まれ)	38万円	同居老親等	45万円	16歳未満の扶養親族 (H22.1.2以後生まれ)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 ~580,000円	一般 (S31.1.2以後生まれ)	900万以下	900万超~950万以下	950万超~1000万以下																																																																			
		老人 (S31.1.1以前生まれ)	33万円	22万円	11万円																																																																			
	580,001円~1,000,000円		38万円	26万円	13万円																																																																			
	1,000,001円~1,150,000円		33万円	22万円	11万円																																																																			
	1,150,001円~1,100,000円		26万円	18万円	9万円																																																																			
	1,100,001円~1,150,000円		21万円	14万円	7万円																																																																			
	1,150,001円~1,200,000円		16万円	11万円	6万円																																																																			
	1,200,001円~1,250,000円		11万円	8万円	4万円																																																																			
	1,250,001円~1,300,000円		6万円	4万円	2万円																																																																			
	1,300,001円~1,330,000円		3万円	2万円	1万円																																																																			
一般扶養親族	33万円																																																																							
特定扶養親族 (H15.1.2~H19.1.1生まれ)	45万円																																																																							
老人扶養親族 (S31.1.1以前生まれ)	38万円																																																																							
同居老親等	45万円																																																																							
16歳未満の扶養親族 (H22.1.2以後生まれ)																																																																								